

中国四国防衛局の職員等に対する表彰等に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局の職員等に対する表彰等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、中国四国防衛局（以下「局」という。）において実施する表彰等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象となる職員及び職員の団体)

第2条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等について顕著な功績又は累積の功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる職員又は職員の団体に対しては、その功績の程度によりそれぞれの賞詞又は賞状を授与することができる。

(賞詞及び賞状の上申)

第3条 賞詞にあつては、部長及び事務所長（以下「部長等」という。）が、また、賞状にあつては、表彰の対象となる職員の団体の長が、それぞれ前条に定める賞詞又は賞状の授与に該当すると認めた場合には、功績事実を正確に審査し、中国四国防衛局長（以下「局長」という。）に上申するものとする。

2 前項の上申理由となった功績の対象となる期間（以下「功績対象期間」という。）については、別表に定める「功績対象期間等」によるものとする。ただし、表彰に該当する事実があり、速やかに表彰することが適当と認められる場合には、その都度上申するものとする。

3 第1項に定める表彰の上申について必要な様式は、別記様式第1及び第2に定めるところによるものとする。

(感謝状の贈与)

第4条 感謝状は、次の各号に該当する者に贈与するものとする。

- (1) 次の事項について、局に協力し又は局を援助して、その功績が著しいと認められる職員以外の者又は団体
 - ア 防衛施設の取得及び管理

イ 装備品等の調達

ウ その他局の所掌業務の遂行に必要な事項。ただし、自衛官の募集事務に関するものを除く。

- (2) 当該功労について、概ね5年以上の実績を有すること。ただし、特に必要がある場合については、この限りでない。

(感謝状の上申)

第5条 部長等は、前条に該当すると認められる場合には、局長に上申するものとする。

2 上申期限は、9月20日とする。ただし、功労に該当する事実があり、速やかに贈与することが適当と認められる場合には、その都度、上申するものとする。

3 第1項に定める感謝状の上申について必要な様式は、別記様式第3から第8までに定めるところによるものとする。

(表彰等の選考)

第6条 第3条及び第5条の規定により上申のあった表彰等事案について審査するために、局に表彰等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、委員及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 局長

委員 総務部長、企画部長及び調達部長

幹事 総務課長

3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

4 幹事は、委員会の運営に関して委員長を補佐する。

5 委員長は、必要と認めた場合には、表彰等事案に係る関係課長等の出席を求め、当該事案について意見を聞くことができる。

6 委員会の庶務は、総務部総務課において行うものとする。

(表彰等事案の決裁)

第7条 表彰等の決定は、委員会において審査された事案について、局長の決裁を得て行うものとする。

(表彰等の実施)

第8条 賞詞及び賞状の授与は、原則として、自衛隊記念日に行うものとし、局から転出する自衛官にあっては局から転出する日の前日に行うものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。

2 感謝状の贈与は、原則として、自衛隊記念日に行うものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。

3 賞詞及び賞状は、局長が授与するものとする。ただし、事務所にあっては事務所長が伝達することができる。

4 感謝状は、局長が贈与するものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この

限りではない。

(防衛功労章)

第9条 賞詞を授与される職員に対しては、賞詞に添えて防衛功労章を授与する。

(委任規定)

第10条 この規則の実施について必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この達施行前の広島防衛施設局及び装備本部大阪支部広島事務所及び玉野事務所における功績は、それぞれ中国四国防衛局における功績としてみなす。

附 則（令和6年10月4日）

この達は、令和6年10月4日から施行する。

別 表

上申基準等

	自 衛 官		事 務 官 等
表彰 実施日 項 目	自衛隊記念日 (11月1日)	中国四国防衛局から 転出する日の前日	自衛隊記念日 (11月1日)
功績対象期間等	前年度の9月1日から当該年度の8月31日までの間を対象とする。	中国四国防衛局から 転出する日以前の通算勤務期間を対象とする。	前年度の9月1日から当該年度の8月31日までの間を対象とする。
上申期限	9月20日	中国四国防衛局から 転出する日の2週間前	9月20日

別記様式第1

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者名簿

推薦 序列	所属・官職	官名・級	氏 名 (生年月日)(歳)	功 績 の 大 要	所属長の意見 (表彰の区分)	備 考 (職員の履歴) (表彰受賞歴)

別記様式第2

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補団体名簿

団体名：

代表者名：

所属・官職	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	功績の大要	上申理由	備考

別記様式第3

感謝状贈呈候補者推薦名簿（個人）

推薦 順位	ふりがな 氏名 生年月日(年齢)	役職・職業等 (規模・就任年月日等)	功 勞 の 概 要	現 住 所 (本 籍)	備 考

- 注) 1 「役職・職業等」欄には、団体の場合には会員数、会社の場合には、業種・社員数・資本金等を記入する。
 2 「功勞の概要」欄には、その者の業績が推賞に値すると認定した根拠及び中国四国防衛局の職務遂行に及ぼした影響を簡明に記入する。

別記様式第4

個人功勞調書

ふりがな 氏 名	
生年月日(年齢)	
職 業 役 職 等	
本 籍 現 住 所	
功勞の概要（具体的、詳細に記入すること）	
功勞が部内及び部外に与えた影響（具体的、詳細に記入すること）	
その他参考資料	

履 歴 書 （ 個 人 ）

氏 名	
生 年 月 日	
本 籍 現 住 所	
経 歴	
1 学 歴	
2 職 歴	
過去における表彰歴等	

別記様式第6

感謝状贈呈候補者推薦名簿（団体）

推薦 順位	ふりがな 団体名 代表者の役職・氏名	規模・事業概要	功 勞 の 概 要	団体の所在地	備 考

- 注) 1 「規模・事業概要」欄には、会員数、創設年月日・年間予算額・主要事業内容等を記入する。
 2 「功勞の概要」欄には、その業績が推賞に値すると認定した根拠及び中国四国防衛局の職務遂行に及ぼした影響を簡明に記入する。

別記様式第7

団体功勞調書

ふりがな 団体名	
代表者 役職・氏名	
団体の所在地	
団体の規模 事業概要等	
功勞の概要（具体的、詳細に記入すること）	
功勞が部内及び部外に与えた影響（具体的、詳細に記入すること）	
その他参考資料	

別記様式第8

事業経歴書（団体）

団体の名称 (設立年月日)	法的根拠	規 模			事 業 内 容	備 考
		活動範囲	役職員構成	年予算額		